



日サ協発第 190133 号

2019 年 9 月 2 日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

国際サッカー評議会(以下、IFAB)から2019年8月21日付回状第17号をもって「2019/20 競技規則—解釈に関する重要な説明」について通達がありました。通達自体の日本語訳は、以下のとおりです。

今回の通達は、先日発信しました「第16条-ゴールキック-解釈の明確化について(2019年8月19日)」の通達に続き、2019/20年の競技規則の改正について、世界各地からIFABに更に多くの質問が寄せられたため解釈に関する重要な説明として発信されました。

本通達について、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。なお、これらの解釈は、「2019/20年の競技規則」を適用する大会、試合に適用されます。

2019/20 競技規則—解釈に関する重要な説明について

以下の競技規則について多くの要望があったことから、IFAB(国際サッカー評議会)の理事会は下記のとおり、2019/20 競技規則に関し、競技規則に関する説明、ガイドライン及び再確認を承認した。また、IFAB 理事会は、この機会を通じて FIFA 憲章に述べられているよう、IFAB や FIFA が解釈するこの競技規則はリスペクトされるべきであるという重要な要請について強調する。

第3条 — 競技者

交代の進め方が変更され、交代で退く競技者は境界線の最も近い地点から競技のフィールドを出ることが求められている。明らかな安全上の理由がない限り、また、競技者がハーフウェーラインのところから素早く出ると主審が認めない限り、厳格に施行されるべきであり、競技者がハーフウェーラインのところから素早く出ないのであれば、警告(イエローカード)されるべきである。

第8条 - プレーの開始および再開

ボールが主審(または、他の審判員)に触れたものの「依然としてインプレー」の場合のみ、ドロップボールでプレーを再開する。(ボールが審判員に触れたものの)アウトオブプレーになったならば、試合は審判員に触れなかったものとして再開される。

日本協会の解説

今回の競技規則の改正により、「ボールが審判員、特に主審に当たってチームが利益を得たり、得点する」という状況になった場合、プレーは停止されドロップボールにより再開されることになりました。これは、前述したような状況では多くの場合、「公平・公正さに欠けることになる」という考え方のもとに改正されたものであり、例え、ボールが審判員(主審)に当たったとしてもチームが大きなチャンスとなる攻撃の状況を得たり、また得点するということがなかった場合、プレーは停止されることなくそのまま続けられます。

したがって、ボールが審判員(主審)に当たって、そのままタッチライン、ゴールラインを割りアウトオブプレーになったとしても、審判員にボールが触れる前にプレーしたチームの相手側チームのスローイン、ゴールキックまたはコーナーキックで再開されることとなります。

第10条 - 試合結果の決定

2019年6月、FIFA(2019年女子ワールドカップ)並びにCONMEBOL(コパ・アメリカ、コパ・リベルタドーレスおよびコパ・スダアメリカ)において特別対応をすることが認められ、VARが使用される試合のペナルティーマークからのキック(ペナルティーキック方式)でゴールキーパーが反則を犯しキックが再び行われる場合、警告(イエローカード)としないこととした。

この対応は、VARの使用を希望する大会におけるペナルティーマークからのキックに限り、引き続き適用できることとした。ペナルティーマークからのキックではない「試合中」のペナルティーキックには適用されない。もっとも、ペナルティーマークからのキック中であっても、ゴールキーパーが繰り返し反則を犯したならば、主審は繰り返しの反則や反スポーツ的行為として警告(イエローカード)すべきである。

第12条 - ファウルと不正行為

第12条(チーム役員)に掲げられている反則があれば、主審はチーム役員に対してイエローカードやレッドカードを示すことが求められることになった。特にチーム役員が競技のフィールドに進入して審判員に対決姿勢を見せるのであれば、ハーフタイムでも試合終了後であってもレッドカードが示されるべきである。

第14条 - ペナルティーキック

(ペナルティーマークからのキックを含む)ペナルティーキックの進め方の大きな変更によってゴールキーパーに大きな自由(制約の緩和)がもたらされ、キックが行われるとき、両足の全部位または一部をゴールラインにつけている必要がなくなり、片足だけライン上にあれば良いことになった。更には、その片足もラインに付けている必要もなく、(空中であっても)ライン上にあればよいという“自由”も追加されている。

このような大きな自由による恩恵を受けるのであるから、ゴールキーパーは競技規則を遵守しなければならない。審判員は、ボールがインプレーになる前にゴールキーパーが前方に飛び出てペナルティーキックをセーブしたのであれば、確実にキックを再び行わせなければならない。しかしながら、ゴールキーパーが前に出ることで明らかに影響をキッカーに与えていないのであれば、ボールがゴールの枠を外れる、あるいはボールがゴールポストやクロスバーから跳ね返ったならば、主審は競技規則の“精神”を適用して、キックを再び行わせない。この考え方は、VARがゴールキーパーやキッカーによる反則を“チェック”しなければならないVARを使用している試合においても、適用される。

日本協会の解説

ペナルティーキックで、ボールがけられる前にゴールキーパーが飛び出し、その後けられたボールがゴールに入らなかったならば、キックをやり直すことが原則です。しかしながら、ゴールキーパーの飛び出しの影響がなく、そもそもキッカーのミスにより得点とならなかったケースまでをやり直しとするのは、サッカーという競技が求めること、つまり、競技規則の精神が求められることではないことが明確に示されました。

すなわち、ボールがけられる前のゴールキーパーの飛び出しがキッカーに影響を与えず、キッカーのミスでゴールを外す、またはゴールポスト等にボールを当て、得点とならなかったならば、それは反則としないということになります。もっとも、ゴールキーパーの飛び出しによりキッカーがキックすることを躊躇する、またはキックに影響があったと審判員が判断し、その結果キックが失敗したならば、反則として、ペナルティーキックはやり直しとなります。

IFAB からこの解釈が発信されたことから、審判員は、単にゴールキーパーの飛び出しがあったかどうかのみならず、その飛び出しが如何にキッカーに対して影響を与えたのかも判断し、得点としない、またやり直しの判定を下すことが求められるようになりました。また、この解釈について、競技者やチーム役員も十分に理解して競技に臨むことが必要となります。

ビデオアシスタントレフェリー (VAR) の手順

VAR は、得点が得点でないか、ペナルティーキックかペナルティーキックでないか、または(2つ目の警告によるものではない)退場、あるいはイエローカードやレッドカードに関わる人間違いということに関して、「はっきりとした、明白な間違い」あるいは「見逃された重大な事象」(審判員が、何が起きたのか見ていなかった)のためだけに使用される。

「はっきりとした、明白な間違い」でない限り、最初にフィールド上で下された判定が尊重されるという原則は、すべてのレビュー対象の判定に適用され、「はっきりとした明白な間違い」でない限り、判定が覆されることはない。

VAR は、判定に関わる事実について(例えば、反則の場所、オフサイドに関する競技者の位置、ペナルティーキックやペナルティーマークからのキックのときにゴールキーパーが犯した反則、ボールのインプレー/アウトオブプレー等)、リプレーで明らかに見ることができるかどうか、必ず主審に伝えなければならない。リプレーで明らかに分ることができないのであれば、VARは介入しない(カメラポジション/アングルが悪い、ボールがプレーされた瞬間がはっきりと確定できない等)。

VAR の手順は、最初にフィールド上で下した判定が「はっきりとした、明白な間違い」ではない事象について、主審が「レビュー」することを認めていない。また、明らかに間違いではない判定について、その事象を「2 度」見るため、また、確認、あるいは判定の「説得性を高める」ために「レビュー」することは認められない。

これらの説明が 2019/20 年競技規則の適用の手助けになることを期待すると共に速やかに、皆様の審判員、競技者やチーム役員、またメディアの方々にお知らせいただくようお願いする。

国際サッカー評議会
事務総長 ルーカス・ブラッド

<本件に関するお問い合わせ>
公益財団法人日本サッカー協会 審判部
TEL:03-3830-1811